



# 鳥取県公報

令和2年10月13日（火）  
号外第80号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（52）（畜産課）・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県税条例の一部を改正する条例（53）（税務課）・・・・・・・・・・ 7
	職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 （54）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 8
	鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例（55）（県民参画協働課）・・・・・・・・ 9
	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（56）（子育て王国課）・・・・ 10
	鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 （57）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 14

## 公布された条例のあらまし

## ◇鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例

## 1 条例の制定理由

県有種雄牛の遺伝資源が貴重な知的財産であること及び鳥取県産和牛の生産が県内畜産業の重要な一翼を担っていることに鑑み、県有種雄牛の遺伝資源の保護のための措置及び鳥取県産和牛の振興に関する計画について定めるとともに、鳥取県産和牛の生産者の経営の安定、加工及び流通の高度化、販路拡大の促進等の措置を講じ、鳥取県産和牛に係る畜産業及びこれに関わる産業の健全な発展を目指すものである。

## 2 条例の概要

## (1) 県有種雄牛の遺伝資源の保護

ア 県は、県有種雄牛の遺伝資源を知的財産として位置付けるものとする。

イ 知事は、県有種雄牛のうちその遺伝資源を特に重要な知的財産として厳格に管理することを要するもの（以下「特定種畜」という。）を告示するものとする。

ウ 知事は、特定種畜の家畜人工授精用精液を利用させるときは、当該家畜人工授精用精液の所有権を県に留保すること等を定めた契約の締結その他の特定種畜の遺伝資源を知的財産として保護するために必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、県有種雄牛の造成を計画的に進め、家畜人工授精用精液の安定的な供給を図るとともに、県有種雄牛の遺伝資源の適正な管理を行うため、告訴、告発、差止請求その他の法的措置をとることを含め、必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 振興計画の策定

ア 知事は、県有種雄牛の遺伝資源の保護及び鳥取県産和牛の生産、加工、流通又は販売の事業（以下「和牛産業」という。）の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるものとする。

イ 振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 県有種雄牛の遺伝資源の管理に関する事項

(イ) 鳥取県産和牛に係る繁殖牛及び肥育牛の増頭その他の振興の成果に係る目標に関する事項

(ウ) 鳥取県産和牛の産肉能力及び繁殖能力の改良に関する事項

(エ) 和牛産業の振興のための施策に関する事項

(3) 県は、生産者の経営の安定並びに鳥取県産和牛の加工、流通の高度化及び販路拡大の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(4) 施行期日は、公布の日とする。

## ◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

産業振興の財源の一部に充てるため、法人の県民税の法人税割に係る超過課税及び中小法人等に対する不均一課税の特例期間を5年間延長する。

## 2 条例の概要

(1) 令和8年3月31日（現行 令和3年3月31日）までに開始する事業年度について、法人の県民税の法人税割に係る超過課税及び中小法人等に対する不均一課税を実施する。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

## ◇職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

地方自治法施行令の一部が改正され、海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の一部免責の基準が改められたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 海区漁業調整委員会の委員の県に対する損害を賠償する責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対する賠償の責任を負う額のうち基準給与年額に2を乗じて得た額（現行 基準給与年額に4を乗じて得た額）を超える額を免責するものとする。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和2年12月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

#### ◇鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

##### 1 条例の改正理由

県の一般財団法人鳥取県観光事業団（以下「鳥取県観光事業団」という。）に対する出資比率が減少し、鳥取県観光事業団が法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人（以下「全部出資法人」という。）ではなくなったため、所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 鳥取県情報公開条例に基づき情報公開を行う全部出資法人から、鳥取県観光事業団を削る。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

#### ◇鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

##### 1 条例の改正理由

青少年が自らの裸体等を撮影させられた上でメール等によりその画像等を送らされる被害が発生していることに鑑み、青少年に対して児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止すること等により、青少年の健全な育成環境の形成を図るため、所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないものとする。
- (2) 有害図書類又は有害玩具刃物類を青少年に販売等することを禁ずる規定について、インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において当該行為を行った全ての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者に適用することを明示する。
- (3) (1)に違反した者は、30万円以下の罰金に処するものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和3年1月1日とする(1)と(3)を除き、公布の日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

#### ◇鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

##### 1 条例の改正理由

地方税法の一部改正により、鳥取県税条例に規定する延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

##### (1) 鳥取県延滞金徴収条例の一部改正

当分の間、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、延滞金の利率を当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（督促状に指定した期日までの期間については、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（上限 年7.3パーセントの割合））とする。

##### (2) 鳥取県道路占用料等徴収条例の一部改正

当分の間、各年の延滞金特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合は、延滞金の利率を当該延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合（督促状に指定した期日までの期間については、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（上限 年7.25パーセントの割合））とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和3年1月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第52号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例

鳥取県は、大正時代から全国に先駆けて和牛の登録制度を確立し、昭和25年に全国最高峰の高等登録第1号となった栄光号や、その子孫で全国の銘柄牛の基礎となった気高号を輩出する等、我が国における和牛の改良において特別な地位を占めてきた歴史がある。

その後、平成3年の輸入枠の撤廃により本格的に始まった牛肉の輸入自由化により、和牛生産が肉質重視へと大きく舵を切る中、鳥取県では肉質改良への取組の立ち後れによる長い低迷の時期を経て、生産者、関係団体と一丸となり長年に渡り努力を積み重ねた結果、百合白清2号、白鵬85の3号等の優秀な種雄牛の造成に成功し、これらの優秀な種雄牛の遺伝資源を活用して、平成29年に開催された全国和牛能力共進会宮城県大会において「肉質日本一」を獲得することで、改めて鳥取県は全国から注目される和牛産地となった。

近年における和牛の遺伝資源保護の気運の高まりを受け、鳥取県においても県有種雄牛の遺伝資源の適正な管理について取り組んできたところ、令和2年4月には、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年法律第22号）が制定され、和牛の遺伝資源が法律をもって保護されることとなった。

鳥取県において、県有種雄牛の遺伝資源の知的財産的価値を未来へと引き継ぎ、県内の畜産業及びこれに関わる産業の健全な発展を図るため、県は、県有種雄牛の持続的な造成並びにその遺伝資源の保護及びその活用に取り組むとともに、ここに、何人も県有種雄牛の遺伝資源をみだりに県外に流出させてはならないことを宣言し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、県有種雄牛（県が所有する種雄牛をいう。以下同じ。）の遺伝資源が貴重な知的財産であること及び鳥取県産和牛の生産が県内畜産業の重要な一翼を担っていることに鑑み、県有種雄牛の遺伝資源の保護のための措置及び鳥取県産和牛の振興に関する計画について定めるとともに、鳥取県産和牛の生産者の経営の安定、加工及び流通の高度化、販路拡大の促進等の措置を講じ、もって鳥取県産和牛に係る畜産業及びこれに関わる産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（遺伝資源の保護）

第2条 県は、県有種雄牛の遺伝資源を知的財産として位置付けるものとする。

2 知事は、県有種雄牛のうちその遺伝資源を特に重要な知的財産として厳格に管理することを要するもの（以下「特定種畜」という。）を告示するものとする。

3 知事は、特定種畜の家畜人工授精用精液（家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項に規定する家畜人工授精用精液をいう。次項において同じ。）を利用させるときは、当該家畜人工授精用精液の所有権を県に留保すること、当該家畜人工授精用精液により生産した受精卵及びこれらにより生産された子牛を県と家畜人工授精用精液を使用する者の共有とすること等を定めた契約の締結その他の特定種畜の遺伝資源を知的財産として保護するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、県有種雄牛の造成を計画的に進め、家畜人工授精用精液の安定的な供給を図るとともに、県有種雄牛の家畜人工授精用精液及びこれにより生産した受精卵並びにこれらにより生産された子牛その他の県有種雄牛の遺伝資源の適正な管理を行うため、告訴、告発、差止請求その他の法的措置をとることを含め、必要な措置を講ずるものとする。

（振興計画）

第3条 知事は、県有種雄牛の遺伝資源の保護及び鳥取県産和牛の生産、加工、流通又は販売の事業（以下「和牛産業」という。）の振興に関する計画（以下この条において「振興計画」という。）を定めるものとする。

2 振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県有種雄牛の遺伝資源の管理に関する事項
- (2) 鳥取県産和牛に係る繁殖牛及び肥育牛の増頭その他の振興の成果に係る目標に関する事項
- (3) 鳥取県産和牛の産肉能力及び繁殖能力の改良に関する事項
- (4) 和牛産業の振興のための施策に関する事項

3 知事は、振興計画を定めるときは、鳥取県産和牛の生産者、関係団体その他の関係者の意見を聴くものとする。

4 知事は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(連携の強化)

第4条 県、生産者及びその関係者は、相互に連携し協力することにより優秀な県有種雄牛の造成が図られることに鑑み、相互の連携の強化に努めるものとする。

(生産者の経営の安定)

第5条 県は、鳥取県産和牛の生産者の経営の安定を図るため、鳥取県産和牛に係る繁殖牛及び肥育牛の生産基盤の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(加工、流通の高度化及び販路拡大の促進)

第6条 県は、鳥取県産和牛の需要の増進及び商品価値の向上に資するため、鳥取県産和牛の加工、流通の高度化及び販路拡大の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(産肉能力等の改良の促進)

第7条 県は、鳥取県産和牛の産肉能力及び繁殖能力の改良を促進するため、その改良のための取組への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第8条 県は、県有種雄牛の持続的な造成及び鳥取県産和牛の生産技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発その他和牛産業の振興のために必要な研究開発の推進並びにその成果の普及を行うものとする。

(共進会等への参加の支援)

第9条 県は、鳥取県産和牛の価値を高めるため、鳥取県産和牛の生産者及び関係団体に対し、全国和牛能力共進会その他これに類するものに出品するための技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、県有種雄牛の遺伝資源の保護及び和牛産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第53号**

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。			(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。		
法人税割		税率	法人税割		税率
略			略		
(2) <u>令和8年3月31日</u> までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の1.8	(2) <u>令和3年3月31日</u> までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の1.8
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の1		イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の1
2～6 略			2～6 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第54号**

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は <u>監査委員</u> 4</p> <p>ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、<u>海区漁業調整委員会の委員</u>、内水面漁場管理委員会の委員又は病院事業の管理者 2</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、<u>監査委員又は海区漁業調整委員会の委員</u> 4</p> <p>ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は病院事業の管理者 2</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員の損害賠償責任の一部免責については、改正後の職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第55号**

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人（公益財団法人鳥取県造林公社、公益財団法人鳥取県教育文化財団、公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会及び公益財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。）</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人（公益財団法人鳥取県造林公社、公益財団法人鳥取県教育文化財団、<u>一般財団法人鳥取県観光事業団</u>、公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会及び公益財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。）</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第56号**

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この章以下において「<u>玩具刃物類</u>」とは、<u>玩具</u>、<u>刃物</u>（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）及びこれらに類するものをいう。</p> <p>4・5 略</p> <p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>玩具刃物類</u>の販売等を業とする者は、<u>玩具刃物類</u>の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>玩具刃物類</u>を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないよう努めなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 略</p> <p>(自動販売機等への収納等の自主規制)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>玩具刃物類</u>の販売等を業とする者は、<u>玩具刃物類</u>の形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>玩具刃物類</u>を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。</p> <p>3～6 略</p> <p>(図書類又は<u>玩具刃物類</u>の自動販売機等の設置の届出等)</p> <p>第12条の4 自動販売機等により<u>図書類</u>又は<u>玩具刃物類</u>（その形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。次条において同じ。）の販売等をしようとする者は、自</p>	<p>(定義)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この章以下において「<u>がん具刃物類</u>」とは、<u>がん具</u>、<u>刃物</u>（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）及びこれらに類するものをいう。</p> <p>4・5 略</p> <p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>がん具刃物類</u>の販売等を業とする者は、<u>がん具刃物類</u>の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>がん具刃物類</u>を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないよう努めなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 略</p> <p>(自動販売機等への収納等の自主規制)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>がん具刃物類</u>の販売等を業とする者は、<u>がん具刃物類</u>の形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>がん具刃物類</u>を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。</p> <p>3～6 略</p> <p>(図書類又は<u>がん具刃物類</u>の自動販売機等の設置の届出等)</p> <p>第12条の4 自動販売機等により<u>図書類</u>又は<u>がん具刃物類</u>（その形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。次条において同じ。）の販売等をしようとする者は、</p>

<p>動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 自動販売機等に収納する<u>図書類又は玩具刃物類の種類</u></p> <p>2～7 略</p> <p>(自動販売機等管理者の設置)</p> <p>第12条の5 自動販売機等により<u>図書類又は玩具刃物類</u>の販売等をする者は、自動販売機等ごとに、<u>図書類又は玩具刃物類</u>の販売等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の所在する市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該自動販売機等に現に収納されている<u>図書類又は玩具刃物類</u>について、次条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったとき、又は第17条第4項の除去の命令がされたときは、直ちに当該自動販売機等に収納されている当該<u>図書類又は玩具刃物類</u>を除去することのできる者でなければならない。</p> <p>(有害玩具刃物類の指定)</p> <p>第14条の2 知事は、<u>玩具刃物類</u>の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>玩具刃物類</u>を青少年に有害な<u>玩具刃物類</u>として指定することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(有害図書類又は有害玩具刃物類の譲渡等の制限)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 何人も、前条第1項の規定により指定された<u>玩具刃物類</u>（以下「<u>有害玩具刃物類</u>」という。）を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないようにしなければならない。</p> <p>(有害図書類又は有害玩具刃物類の販売等の禁止)</p> <p>第16条 <u>図書類又は玩具刃物類</u>の販売等を業とする者は、有害<u>図書類又は有害玩具刃物類</u>を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において前項に規定する行為を</p>	<p>自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 自動販売機等に収納する<u>図書類又はがん具刃物類の種類</u></p> <p>2～7 略</p> <p>(自動販売機等管理者の設置)</p> <p>第12条の5 自動販売機等により<u>図書類又はがん具刃物類</u>の販売等をする者は、自動販売機等ごとに、<u>図書類又はがん具刃物類</u>の販売等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の所在する市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該自動販売機等に現に収納されている<u>図書類又はがん具刃物類</u>について、次条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったとき、又は第17条第4項の除去の命令がされたときは、直ちに当該自動販売機等に収納されている当該<u>図書類又はがん具刃物類</u>を除去することのできる者でなければならない。</p> <p>(有害がん具刃物類の指定)</p> <p>第14条の2 知事は、<u>がん具刃物類</u>の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該<u>がん具刃物類</u>を青少年に有害な<u>がん具刃物類</u>として指定することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(有害図書類又は有害がん具刃物類の譲渡等の制限)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 何人も、前条第1項の規定により指定された<u>がん具刃物類</u>（以下「<u>有害がん具刃物類</u>」という。）を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないようにしなければならない。</p> <p>(有害図書類又は有害がん具刃物類の販売等の禁止)</p> <p>第16条 <u>図書類又はがん具刃物類</u>の販売等を業とする者は、有害<u>図書類又は有害がん具刃物類</u>を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させてはならない。</p>
---	---

行った全ての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者に適用する。

(有害図書類又は有害玩具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害玩具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は玩具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又は玩具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害玩具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくは玩具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 略

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第18条 略

(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)

第18条の2 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めてはならない。

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 常習として第16条第1項又は第17条第1項の規定に違反する行為をした者

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 略

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第18条 略

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 常習として第16条又は第17条第1項の規定に違反する行為をした者

(2) 略 3・4 略 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) <u>第16条第1項、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反した者</u> (2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害玩具刃物類を除去しなかった者 (3) 略 (4) <u>第18条の2の規定に違反した者</u> 6～9 略	(2) 略 3・4 略 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) <u>第16条、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反した者</u> (2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかった者 (3) 略 6～9 略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の次に1条を加える改正規定及び第26条第5項に1号を加える改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第57号**

鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(延滞金の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 当分の間、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。<u>以下この項において同じ。</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年14.6パーセントの割合</td> <td>次項に規定する<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合</td> </tr> <tr> <td>年7.3パーセントの割合</td> <td>当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</td> </tr> </table>	年14.6パーセントの割合	次項に規定する <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合	年7.3パーセントの割合	当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)	<p>(延滞金の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 当分の間、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年14.6パーセントの割合</td> <td>次項に規定する<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合</td> </tr> <tr> <td>年7.3パーセントの割合</td> <td>当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)</td> </tr> </table>	年14.6パーセントの割合	次項に規定する <u>特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合	年7.3パーセントの割合	当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)
年14.6パーセントの割合	次項に規定する <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合								
年7.3パーセントの割合	当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)								
年14.6パーセントの割合	次項に規定する <u>特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合								
年7.3パーセントの割合	当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)								

(鳥取県道路占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県道路占用料等徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当分の間、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。<u>以下この項において同じ。</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中に係る前項の規</p>	<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当分の間、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年7.25パーセントに満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に</p>

定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
年14.5パーセントの割合	次項に規定する <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.25パーセントの割合を加算した割合	年14.5パーセントの割合	次項に規定する <u>特例基準割合</u> に年7.25パーセントの割合を加算した割合
年7.25パーセントの割合	当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの <u>割合</u> を超える場合には、年7.25パーセントの割合）	年7.25パーセントの割合	当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントを超える場合には、年7.25パーセントの割合）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県延滞金徴収条例第3条第2項及び第2条の規定による改正後の鳥取県道路占用料等徴収条例第6条第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。